

誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なくポイントの換金を行いません。
2. ポイントを利用できない商品に対して、ポイントでの支払いを受け付けません。
3. ポイントの利用期間中(令和8年8月1日～令和9年2月28日)及び京都ポイント(きょうぽ)の運用が継続する限りにおいて、特段、登録の解除を申し出ない限りは参加店舗として事業に参加します。
4. ポイントの取扱い、参加店舗の責務のほか本案内に記載されている内容に同意し遵守します。
5. ポイントの精算に当たっては、事務局運營業務運營業者として、京都市から委託を受けたコンソーシアム(代表者: キャリアリンク株式会社 代表取締役 成澤 素明)が取りまとめのうえ、参加店舗に代わって京都市に請求を行うことに同意します。
6. ポイントの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
7. ポイントの利用に関して、京都市及び京都ポイント(きょうぽ)参加店舗事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
8. 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表(専用アプリ、特設サイトへの掲載)について同意します。
9. 登録する店舗は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
10. 登録する店舗は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に該当する店舗ではありません。